

中小企業事業再編投資損失準備金

対象税目：（法人税・法人住民税・事業税）（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）
 ○事業承継を目的とした中小企業同士のM&Aや、成長意欲のある中堅・中小企業がグループ化に向けて複数回M&Aを実施する場合の簿外債務や偶発リスクの発生といった減損リスクが課題であり、本措置を通じてリスクを軽減する。

当該措置の政策体系における位置づけ
 ○7. 中小企業の発展（拡充枠：経済構造改革の推進）
 （経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakahonkeikaku.pdf）

根拠条文：租税特別措置法第56条、租税特別措置法施行令第33条、租税特別措置法施行規則第21条の2
 創設年度：令和3年度（拡充枠：令和6年度）
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】

② 現行制度の概要
 ○経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、計画に従って株式取得によるM&Aを実施する場合、株式等の取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができる措置。（据置期間5年）
 ○特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅企業者または中小企業者が、
 ①計画に従って行う最初の株式等の取得を実施する場合、株式取得価額の90%の金額
 ②計画に従って行う2回目以降の株式等の取得を実施する場合、株式取得価額の100%の金額を積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができる措置。（据置期間10年）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
減収額 金額（億円）	3	11	9	19	-		

（出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計

③ アクティビティ
 ○本税制によって中小企業によるM&Aに対する負担を軽減することで、先行きが不透明な中でも中小企業によるM&Aが進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上が図られる。
 ○同様の政策目的に関する、事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。
 ・事業承継・M&A支援事業（令和7年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400億円の内数）
 ・事業承継総合支援事業（令和7年度補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 74億円の内数、令和8年度当初予算 139億円の内数）
 ○予算上の措置等では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野進出に向けた取組を支援している。他方、M&A後も含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
④ アウトプット 件数	20	70	77	110	-		
適用額（億円）	28	124	112	199	-		

（出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

※拡充枠の利用のために必要な産業競争力強化法に基づく「特別事業再編計画」の認定件数は、令和6年度5件、令和7年度10件

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○本税制の適用によって、M & Aに伴う簿外債務や偶発債務に起因するリスクが準備金の積み立てにより一定程度ヘッジされることで、企業は買収後に想定される不確実性を織り込んだ上での経営判断が可能となる。これにより、M & A実施後の事業統合を積極的に実施するというインセンティブが高まり、人的投資として従業員の給与・賞与が増加する。
⑤ 短期アウトカム	○税制適用企業における給与支給額の増加（税制適用者のみ） 指標：給与支給額の増加率 目標値：前年比2.5%の増加 対象期間：令和6年度から2年（特例の中堅・中小グループ化税制では、計画期間において毎年度の達成を要求）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○既存事業の拡大や、サプライチェーンの統合、新規事業の進出等を通じて付加価値の創出力向上が図られる。
⑥ 中期アウトカム	○労働生産性の向上（中小企業者等全体を対象） 指標：中小企業者等全体の労働生産性 目標値：直前期（令和7年度）と比較して9.0%向上 対象期間：令和8年度から3年間
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○既存事業の拡大や、サプライチェーンの統合、新規事業の進出等を通じて付加価値の創出力向上が図られる。
⑦ 長期アウトカム	○労働生産性の向上（中小企業者等全体を対象） 指標：労働生産性 目標値：直前期（令和7年度）と比較して15.0%向上 対象期間：令和8年度から5年間

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
経済産業省企業活動基本調査	給与支給額の増加率を算出するため。
実績報告	各アウトカム指標は特別事業再編制度における実施報告の記載内容であるため、直接参照する。

●分析手法：増加率分析
 選定理由：指標の成長度合いを評価する手法であり、直接的に効果測定が可能であるため

本税制の効果検証

本税制の効果検証（短期、中・長期アウトカム）

- （短期アウトカム）本税制の活用企業における、M&A実施前後の給与支給額は増加傾向にあり、**50%の企業が目標の年2.5%成長を達成している**。M&A後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。
- （中・長期アウトカム）本税制の活用企業における、M&A実施前後の1人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から5年を経過していないこと、データが不足していることなどから、3～5年で9%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しい。
- 今後の分析としては、企業データの確保を進めた上で、税制を活用していないM&A実施企業を対照群として、給与支給額及び付加価値額の増加率を比較することで、本税制の寄与度を評価していく必要がある。

（注）経営力向上計画にて事業承継等事前調査に関する事項に記載をしている企業のうち、2021年～2022年中にM&Aを実施したと想定される企業を抽出。企業活動基本調査の2021年実績値をM&A前、2023年実績値をM&A後として、各企業の給与支給額の増加率を算出している。N=18
給与支給額 = 売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費） + 販管費・一般管理費（給料 + 賞与 + 役員報酬・賞与 + 引当金等）。常時従業員者に係る給与総額。

（出所）経営力向上計画、経済産業省企業活動基本調査個票より算出

本税制（拡充枠）の効果検証（短期・中・長期アウトカム）

- （短期アウトカム）**計画認定後に決算期が到来した事業者の指標がいずれも目標値である2.5%を上回っており**、本制度が認定事業者の行動変容を一定程度促していると考えられる。
- （中・長期アウトカム）計画認定後の初回決算期における報告値のため暫定値ではあるが、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値が増加している。（本指標は、基準年度と計画終了年度（5年以内）の比較で達成を求めるもの）
- 今後の分析としては、企業データの確保を進めた上で、税制を活用していないM&A実施企業を対照群として、給与支給額及び付加価値額の増加率を比較することで、本税制の寄与度を評価していく必要がある。

（出所）特別事業再編計画の認定案件のうち、認定後に決算期が到来した案件より算出（N = 4）

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○M&A実施前後で、給与支給額の増加率の中央値が年2.5%であり、目標値である2.5%を達成している。 (拡充枠：申請後、直近決算が到来した事業者の指標はいずれも目標値2.5%を上回る結果となっている。)	○今般新たに中小企業庁KPIの目標値（令和8年度から3年間で労働生産性9.0%向上）を策定。	○今般新たに中小企業庁KPIの目標値（令和8年度から5年間で労働生産性15.0%向上）を策定。 (拡充枠：計画期間中の暫定的な数値ではあるが、給与支給額の増加を通じて計画事業の付加価値額が増加している状況にある。)

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	—	○現時点でM&A後3年以降の統計データがない、もしくは、計画期間を満了していないため、効果測定が難しい状況にあり、今後精査。	○現時点でM&A後3年以降の統計データがない、もしくは、計画期間を満了していないため、効果測定が難しい状況にあり、今後精査。

③ 政策効果等	○税制活用企業における給与支給額の増加が確認できている。一方、対照群との比較が不十分であるため、本税制が企業経営にもたらした寄与度について、現段階での評価は難しいといえる。		
---------	--	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○M&Aを図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。予算上の措置では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野の進出に向けた取組を支援している。他方、M&A後を含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク低減に対する支援が欠如しており、本税はこれに対応するものである。		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	○中小・中堅企業におけるM&Aを引き続き推進するべく、税制活用企業に対し、計画実施期間中においても、M&A実施状況を調査するなど、情報収集に向けた対応を検討する。 ○中小企業の付加価値労働生産性の成長率目標を、令和8年度から3年で9%向上、5年で15%向上とすべく、5年間で重点期間と位置づけ中小企業関連税制の政策効果を高める観点からメリハリをつけた見直しを行い、抜本的に強化していく。		
-----------	--	--	--

主担当部局：中小企業庁事業環境部財務課
 共管担当部局：経済産業政策局地域経済産業政策課、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ、国土交通省物流・自動車局自動車整備課